

愛媛県認知症施策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 認知症施策の全体的な水準の向上を図るため、国の定める「認知症総合戦略推進事業実施要綱」(令和5年3月30日付け老発0330第12号厚生労働省老健局長通知)のほか、この要綱に基づき、愛媛県認知症施策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(任務)

第2条 推進会議は、次の事項について検討する。
(1) 市町における認知症施策全般の推進に関すること。
(2) その他認知症施策の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員15名以内で組織する。
2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。
(1) 医療関係者
(2) 介護関係者
(3) 福祉関係者
(4) 学識経験者
(5) 権利擁護関係者
(6) 認知症の人やその家族関係者
(7) その他知事が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 推進会議の委員の任期は、2年とする。
2 任期途中で退任した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
3 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に、会長及び副会長を各1人置く。
2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。
2 会長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第7条 推進会議は必要に応じ、ワーキンググループ(以下「WG」という。)を置くことができる。
2 WGは、推進会議の任務のうち、特に定める事項について調査・検討する。
3 WGは、別に掲げる者をもって構成する。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、保健福祉部生きがい推進局長寿介護課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年2月1日から施行する。
(任期の特例)
- 2 この要綱の施行日以後、最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。
(招集の特例)
- 3 この要綱の施行日以後最初に開催される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、保健福祉部長が招集する。

附 則
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成28年7月28日から施行する。

附 則
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成30年12月26日から施行する。ただし、この要綱による改正規定は、同年4月1日から適用する。

附 則
この要綱は、平成31年4月8日から施行する。ただし、この要綱による改正規定は、同年4月1日から適用する。

附 則
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。